

認定こども園入園申込みに必要な書類

■1号（教育）認定を希望する方

- (1) 教育・保育給付認定申請書（様式第1号）
- (2) 入園願書（新規申請のみ）

■2号・3号（保育）認定を希望する方

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書（様式第1号の2）
兄弟姉妹が同時に申し込む際も、児童1人につき1枚ずつ申込書等の提出が必要になります。（児童2人目以降の添付書類は写しの提出で構いません。）

- (2) 保育を必要とする状況を確認する書類

申込書裏面の「保育の利用を必要とする事由等」に記載した理由を証明する下記書類を添付してください。

	保育の必要な事由	該当する理由	提出書類
1	就労	月64時間以上の労働をしているため、保育ができないこと。	就労証明書
	就労（自営業者、農業従事者等）		就労証明書及び就労状況申立書
2	妊娠、出産	妊娠、出産のため、保育ができないこと。 【原則：産前2か月～産後2か月まで】	申立書及び出産予定日が分かるもの（母子健康手帳等）の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。
3	保護者の疾病・障害	病気のため、保育ができないこと。	申立書及び診断書又は障害者手帳等の写し（ケガなどの場合は治るまでの期間が記載されているもの）
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護をしなければならないため、保育ができないこと。	申立書及び診断書又は介護認定被保険者証や障害者手帳等の写し
5	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害に遭い復旧作業をしていること。	申立書及び被災したことを証明する書類
6	求職活動	入園している児童（1号認定を除く）の保護者が、求職活動をするため、保育ができないこと。 【原則：退職後3か月以内に就労すること】	申立書及びハローワークカードなど求職活動していることを証明する書類
7	就学	学校や職業訓練校に通うため、保育ができないこと。	申立書及び在学証明書など就学していることを証明する書類
8	虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがあり、入園が必要と認められること。	申立書及び確認できる書類
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	入園している児童の下にお子さんが生まれる場合で、入園している児童の保育ができないこと。	申立書及び就労証明書、出産予定日が分かるもの（母子健康手帳等）の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。
10	その他	上記1～8のように保育ができないと認められる事情があること。	申立書及び確認できる書類

(5) その他必要な書類（下記に該当する方は必要な書類を提出してください）

状況	提出が必要な方	提出書類
令和7年1月1日以降に色麻町に転入してきた保護者がいる 単身赴任等で色麻町以外に住民登録をしている保護者がいる	色麻町で市町村民税課税（非課税）状況が確認できない保護者がいる方 ※以前申込をしていて既に証明書を提出している方は必要ありません。	令和7年度（令和6年中）の市町村民税課税（非課税）証明書など、 <u>市町村民税課税（非課税）状況が記載されている証明書</u> ※令和7年1月1日時点で住んでいた市町村での手続きが必要です。市町村毎に必要な証明書の名称が異なりますのでご注意ください。
これから出産を予定している	今後、出産予定で、既に母子健康手帳を交付されている方	母子健康手帳の写し ※保護者の氏名、交付番号、出産予定日が確認できる部分の写しが必要です。

■令和8年度学童保育施設の利用申込予定の保護者の方

（利用申込は、11月頃を予定しております。）

学童保育の利用申込には、保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）が必要となります。

写しで対応が可能となりますので、あらかじめ書類をコピーしておいてください。